

令和4年度新宿区育児休業復帰支援事業交通費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区育児休業復帰支援事業(以下「育児休業復帰支援事業」という。)を利用する保護者に対し、交通費を助成することにより、保育所等の利用者との負担の均衡を図るとともに、経済的負担の軽減を通じ、育児休業復帰支援事業の利用環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定事業者 東京都が認定した認可外のベビーシッター事業者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (3) 保育所等 法第7条第4項に規定する教育・保育施設、法第7条第5項に規定する地域型保育事業(新宿区保育ルーム事業実施要綱(平成21年9月3日付け21新子保保第1557号)に規定する3歳以上児の利用に係る保育ルーム事業を含む。以下同じ。)及び新宿区定期利用保育実施要綱(平成29年2月1日付け28新子保入第659号)に規定する定期利用保育事業並びに東京都認証保育所をいう。
- (4) アカウント発行申請 令和4年度新宿区育児休業復帰支援事業実施要綱(令和4年4月1日付け4新子保運第208)第9条に規定する、専用システムを利用するために区長に対して行う申請をいう。
- (5) 交通費 育児休業復帰支援事業の利用に伴い、ベビーシッターが児童の居宅まで通うために要する交通費として、保護者が認定事業者から請求される額をいう。

(事業の内容)

第3条 区長は、育児休業復帰支援事業を利用する保護者に対し、当該保護者が支出した交通費の助成を行う。

- 2 この助成金の対象者は、アカウント発行申請を行い、アカウントを有する保護者とする。

(対象経費及び助成の額)

第4条 この助成金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、交通費の実支出額とし、助成の額は児童1人あたり月額20,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、区長が別に指定する日までに、新宿区育児休業復帰支援事業交通費助成金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、区長に対し交付申請を行うものとする。

- 2 前項の申請は、4月から7月まで及び8月から11月まで並びに12月から翌年の3月までの各区分の期間ごとに行うものとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、新宿区育児休業復帰支援事業交通費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する場合において、助成金の交付を決定しなかったときは、新宿区育児休業復帰支援事業交通費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 区長は、前条第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）に対し、助成金を交付する。

2 前項による交付は、第5条第2項に定める各区分の期間ごとに応じて区長が別に定める日までに行う。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は、交付決定者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又は法令に基づく命令に違反したとき。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を求めるものとする。

（報告又は調査）

第10条 区長は、助成金の交付に関し必要と認めるときは、申請者または認定事業者に対し報告を求め、又は調査をすることができる。

（変更届）

第11条 申請者又は交付決定者は、氏名、振込先口座その他の申請事項について変更しようとするときは、必要な書類を添付の上、新宿区育児休業復帰支援事業交通費助成金申請事項変更届（第4号様式）により区長に届け出るものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。